

## 1 現計画の概要

1 計画名 岡山市地域共生社会推進計画（2018年3月策定）

2 計画期間 2018年度から2020年度

### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画として、岡山市第六次総合計画のもと、各福祉分野計画の上位計画に位置付けられています。



#### ■ 地域共生社会とは

2025年の団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会における福祉需要の備えとして、全国で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各機能を円滑につないで連携させる「地域包括ケアシステム」の構築が取り組まれています。また近年、障害を抱える子と要介護の親の同居、ひきこもりやごみ屋敷と呼ばれる課題など、地域生活課題（制度の狭間）を適切な支援に繋ぐための仕組みづくりが求められており、地域共生社会は、この両者の支援の仕組みが整備された社会を意味します。



## 4 計画の目的

「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」を基本理念とし、「地域で課題を抱えている人を孤立させず、適切な支援につなぐためのネットワークが構築された社会づくりの推進」を目的とする。

具体的には、多様化・複合化する福祉課題に対し、多機関参加の包括的支援体制の構築等の全国の先駆けとなる取組への果敢の挑戦や、課題ケース会議等の基幹的取組を着実に実行することによって地域共生社会の実現を目指す。

## 5 計画の推進

本計画は、以下の5つの施策を定め、各施策の下に具体的取組を推進しています。

### 5つの施策

#### 施策1

全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する

#### 施策2

市の関係課・相談機関の相互連携により支援までの流れを作る

#### 施策3

誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる

#### 施策4

地域が動きやすい仕組みをつくる

#### 施策5

社会福祉法人やNPO法人、民間企業等の地域づくりの参画を促進する

## 6 各施策の取組の総括 別紙資料「5つの施策の取組総括」を参照。

# 改訂の基本的考え方

## 1 改訂の基本方針

- 1 各施策の取組実績がいずれも成果を挙げてきていることから、次期計画においても5つの施策を基本に工程表を更新することとし、各取組の個別課題も踏まえ、その継続・拡充を図る。  
(例:在宅医療提供体制の拡充、成年後見制度の活用促進/など)
- 2 近年の社会情勢等から、地域共生社会の推進に資する新たな視点からの取組を盛り込む。  
(例:総合相談における再犯防止支援の取組、withコロナ下での地域づくり支援取組/など)

R2.11月  
予定

## 2 次期計画(素案)の概要

5つの施策を基本に各具体的取組を更新



## 3 計画期間

計画期間については、本市の保健福祉分野の個別計画が3年間である点等を踏まえ、次期計画についても2021年度から2023年度の3年間とする。

## 4 今後の審議会スケジュール

### 2020年

8月

#### 第1回 保健福祉政策審議会

議題:「これまでの取組実績の総括及び次期計画の基本的な考え方の審議」

11月

#### 第2回 保健福祉政策審議会

議題:「次期計画(素案)についての審議」

11月~12月

#### パブリックコメントの実施

### 2021年

2月

#### 第3回 保健福祉政策審議会

議題:「次期計画(案)についての審議」

3月

#### 成案化

スケジュールは今後変更する場合があります。



取組実績の総括

- 1 各施策に基づく取組実績は、スタートしたばかりの事業もあるものの、おおむね着実な成果を挙げてきている。
- 2 次期計画においても5つの施策を基本に各取組の推進に集中し、その充実化を図ることが有効。